

## 研究費等の使用、研究活動に関する通報窓口運用規程

(趣旨)

第1条 本規程は、ダイヤ高齢社会研究財団（以下、「当財団」という。）における公正かつ健全な研究活動のために、研究活動における不正行為に関する通報の仕組みを整備し、研究活動に関する不正行為の早期発見と当財団の自主的な規律による是正を図り、当財団が研究活動において求められるコンプライアンス体制の強化を目的として定めるものである。

(不正行為)

第2条 本規程は、当財団に対して次の行為（以下総称して、「不正行為」という。）を対象とする。ただし、過誤など故意に基づかない行為、意見の相違ならびに当該研究分野の一般的慣行にしたがって取り扱った行為は、本規程が対象とする「不正行為」には該当しないものとする。

2 研究費の不正使用（以下、「研究費不正」という。）

研究費等に関して、架空取引による預け金、カラ出張によるカラ謝金、書類改ざんによる金銭の取得など、研究費等の不正使用、不正処理およびこれらに準ずる行為を言う。

3 次のいずれかに該当する研究活動における不正行為（以下、「研究不正」という。）

ア. 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

イ. 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ. 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

エ. その他

同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどについても通報の対象とすることができる。

(通報窓口の設置)

第3条 当財団における研究費不正、研究不正に関する通報窓口を事務局に設置する。通報窓口の責任者は事務局長とする。通報窓口の連絡先および通報の方法については、第4条に規定する利用対象者に対して、適切な方法で周知するものとする。

(通報窓口の利用対象者)

第4条 通報窓口を利用し、通報を行うことができる者（以下、「通報者」という。）は、次の者とする。

- ア. 当財団の役職員（常勤、非常勤を問わない）
- イ. 当財団において受け入れている研究員等で他機関等所属の研究者または学生
- ウ. 当財団において共同研究活動を行っている当財団所属以外の研究者
- エ. 当該研究活動に関連して当財団との間で取引関係を有する法人等の事業者または当該事業者に属する従業員またはその他当該事業者に関連する個人
- オ. 前記ア～エでの身分を過去5年以内に有した者

(通報内容の対象範囲)

第5条 通報の対象範囲は、次に挙げる者が、不正行為を行っている、または、不正行為を現実に行おうとしている場合とする。

- ア. 当財団の役職員
- イ. 当財団で行っている研究活動における当財団の非常勤役職員
- ウ. 当財団の役職員を研究代表者とした研究における当財団以外の研究機関等に所属する研究分担者

(通報の方法)

第6条 通報の方法は、原則として次に掲げる事項を明らかにした通報書（電子的なものを含む）および証拠を通報窓口へ提出することにより行うものとする。これらを充足しない場合、通報を受理しない。

(通報書)

第7条 通報書には以下の内容を記載する。

- ア. 通報者の氏名または名称、所属、住所および連絡先
  - イ. 不正行為を行い、または、現実に行おうとしている疑いがある者（以下、「被通報者」という。）の所属、職位、氏名
  - ウ. 不正行為の内容
  - エ. 不正行為を裏付ける具体的証拠、調査の参考となる資料
2. 通報内容・資料が十分に合理的である場合など例外的事情があると当財団が判断する場合には、通報者の氏名・連絡先等が不明な場合であっても、調査の手続きを開始することがある。

(通報者の情報の取扱い)

第8条 通報者の氏名等、通報者を特定することができる情報は、調査関係者等、必要最

小限の者のみが保持し、それ以外の者への漏洩がないよう細心の注意をする。なお、調査内容によっては、調査対象者に対し、通報者の事前の了解を得て通報者の氏名を開示することがある。なお、通報者が開示を希望しない場合には、開示しないで調査を行うこともできるが、調査内容が制限され、十分な調査ができないことを通報者は予め了解するものとする。

#### (通報者の保護)

第9条 当財団は、通報者に対し、通報行為および通報に基づく調査への協力を理由に、人事、給与、研究、教育上のいかなる不利益な取り扱いをしてはならない。

#### (被通報者等の保護)

第10条 通報への対応および通報に基づく調査行為にあたるすべての者は、被通報者または当該調査対象者の名誉およびプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

#### (コンプライアンス委員会)

第11条 コンプライアンス委員会(以下「委員会」)は以下のことを行う。ただし、委員が被通報者の場合は、理事長が別に委員を指名する。

ア. 委員会は、必要に応じて対応の状況について理事長に報告を行う。また、理事長の求めに応じて報告を行う。

イ. 委員会は、扱った内容について、個人情報などが特定できない形にした上で、当財団内に周知することができる。

#### (通報の処理)

第12条 通報があった場合、通報窓口の責任者は、すみやかに委員会委員長(以下、「委員長」という)へ報告する。また委員長は、当該報告を受けた場合、すみやかに通報事項に係る調査(以下、「調査」という。)の手続きを開始する。調査の手続きについては別に定める。

#### (通報者の義務)

第13条 通報者は、以下各号記載の事項を順守しなければならない。これらに違反した場合、当財団は調査を中断または終了することができる。

ア. 当財団が調査の手続きを進めるうえで必要であると判断して要請する事項に積極的に協力すること。

イ. 調査の手続きの支障となるような行為はしないこと。

ウ. 当財団関係者または調査の手続きを行う関係者への誹謗中傷、その他圧力をかける

行為を行わないこと。

(通報内容の処理の報告)

第14条 委員長は、次の事項について、通報窓口を經由して通報者に通知する。

- ア. 調査の開始または調査を行わないことの報告
- イ. 調査が行われた場合の結果についての報告
- ウ. 通報者から当該通報の対応状況について照会があった事項で、調査の手続きおよび調査活動そのもののいずれにも支障がないと判断される場合の報告

(守秘義務)

第15条 通報等の対応にあたるすべての者は、通報内容に関して知り得た情報を第三者に開示または漏えいしてはならない。

(情報提供)

第16条 当財団の役職員は、不正行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与のいかんに関わらず、通報窓口当該不正行為に関する情報提供し、当該不正行為の継続、拡大の防止や是正、または未然防止を行うことに努めるものとする。

(補則)

第17条 本規程に定めるもののほか、通報窓口の運用に関し必要な事項は、常任理事が協議して定めるものとする。

(改廃)

第18条 この規程の重要事項の改廃は、理事会の協議を経て理事長の決裁により行ない、通常事項の改廃は、理事長の決裁により行う。

附則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。